様式第13号（第18条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通知書番号 |  |  |
| 年 度 | 　　　　年度 | 期 別 | 　期 |
| 納 期 限 |   | 年　　月　　日 |
| 納 付 額 | 　　　　 | 　円 |
| 延 滞 金 |  | 　 |
| 合 計 |  | 円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
|  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
|   |  |
| 桐生市長 |
|  |

|  |
| --- |
| 下水道事業受益者負担金督促状 |

|  |
| --- |
| 　納付について　　　１　あなたの納付すべき下水道事業受益者分担金が、左記のとおり　　　未納となっておりますので、至急桐生市（取扱金融機関）に納付　　　してください。　　２　納付の際は、お手元の納付書とこの督促状を持参してください。　　　（納付書をお持ちでない方は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。）　　３　この督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに完納　　　されないときは、地方自治法第231条の3の規定により、国税徴収法に　　　基づく滞納処分を行う場合もあります。　延滞金について　　　延滞金は、地方自治法の規定により納期限の翌日から納付の日までの　　日数に応じ、年14.5％(ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの　　期間は、年7.3％)を上限とした割合で計算した額を納めていただきます。　審査請求について　　　この督促状について不服がある場合には、この督促状を受け取った日　　の翌日から 3か月以内に市長に対し書面をもって審査請求をすることができます。　※　この督促状は、納・未納を精査の上発送します。発送直前に納付した　　場合は行き違いになることもあると思われますが、その節はご容赦く　　ださい。 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |